

【大阪市プレミアム付商品券】

特定事業者（参加店舗） 募集要項

【募集期間】

令和元年6月3日（月）～令和元年7月31日（水）

◆問合せ先

大阪市プレミアム付商品券コールセンター（事業者向け）

〒541 - 0056 大阪市中央区久太郎町2丁目1-25 JTBビル 5階

大阪市プレミアム付商品券事務局内

平日 10:00～17:00（土・日・祝休業、年末年始 12月28日～1月5日休業）

TEL: 0570-088-002 FAX: 06-6260-4308

E-mail: p-osaka1@pgcosaka.com

専用ホームページ（URL）: <https://premium-gift.jp/osaka/>

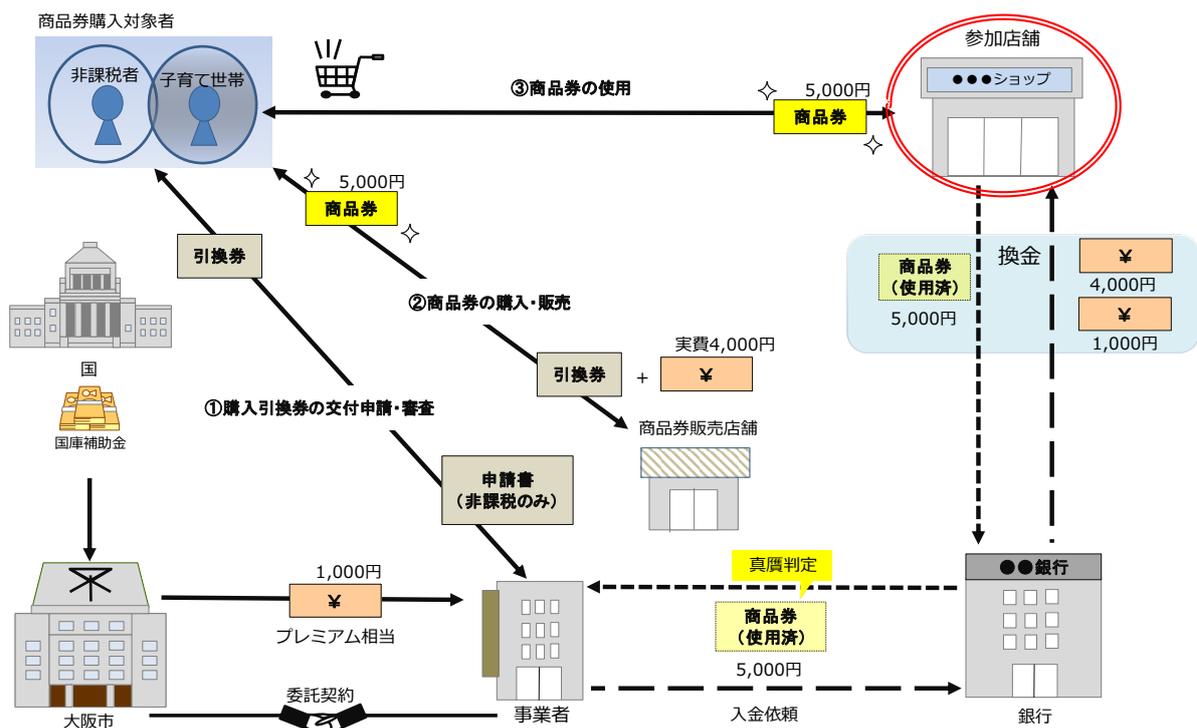
1 趣旨

消費税及び地方消費税率が低所得者(扶養外住民税非課税者)及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行するにあたり、特定事業者及び参加店舗を募集し、参加資格等を審査の上、特定事業者として承認するとともに参加店舗を登録する。

2 プレミアム付商品券発行事業の概要

- (1)商品券の名称 大阪市プレミアム付商品券
- (2)発行者 大阪市
- (3)対象者 約 73 万人(※子育て世帯は、該当する子どもの人数分)
- ①住民税非課税者(課税基準日:平成 31 年1月1日)
 ※課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
- ②子育て世帯の世帯主
 ※平成 28 年4月2日～令和元年9月 30 日までの間に生まれた子が対象
- (4)商品券の構成 1冊につき 5,000 円分(500 円券×10 枚)を 4,000 円で販売
- (5)購入限度額 【非課税者】 25,000 円分(負担額 20,000 円)
 【子育て世帯】 25,000 円分(負担額 20,000 円)×対象の子どもの数
- (6)販売期間 令和元年 10 月1日～令和2年2月 29 日までの指定期間
- (7)販売店舗 商品券を販売する場所として登録された市内の店舗等
- (8)使用期間 令和元年 10 月1日～令和2年3月 31 日まで
- (9)特定事業者 商品券を用いた取引を行うことができる事業者として承認された者
- (10)参加店舗 商品券の使用場所として登録された市内の店舗等

【事業イメージ】 ※1冊(5,000 円)の商品券を販売する場合



3 商品券の使用対象とならないもの

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるためには使用することはできません。

- (1) 出資や金融商品
- (2) 債務の支払い（振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票
- (6) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券
- (7) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券
- (8) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券
- (9) 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券
- (10) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (11) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (12) 土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (13) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年3月31日を超えるもの
- (14) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (15) 電子マネーへの入金
- (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業において提供される役務
- (17) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (18) 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- (19) その他、大阪府が商品券の使用対象として適当と認めないもの

4 参加資格

大阪市内に事業所、店舗等を有する飲食・小売・サービス事業者で、かつ、大阪市内のみの店舗等において商品券の使用を制限できるもので、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者
- (3) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所

を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと

- (6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (7) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと
- (8) 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (10) 本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (12) その他、大阪市が特定事業者として適当でないと認めた者でないこと

5 責務

- (1) 取引において商品券の受取りを拒否しないこと
- (2) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう「陳列棚」、「チラシ」等にその旨明示すること
- (3) 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないこと
- (4) 商品券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと
- (5) 商品券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (6) 不足分は現金等で受け取ること
- (7) 商品返品の際の返金を行わないこと
- (8) 取引により商品券を受け取ったときは、事務局から事前に配布する見本券と使用された商品券が相違ないか確認すること。「偽造防止ホログラムがない」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨大阪市プレミアム付商品券事務局へ報告すること。なお、商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して発行者(大阪市)は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (9) 商品券の見本は、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱う全ての関係者に周知すること
- (10) 使用者から商品券を表紙の綴りから誤って切り離した旨の申告を受けた場合は、当該商品券と綴りの両方について提示を求め、確認を行ったうえで商品券を受け取ること(商品券は表紙のついた綴りから切り離すと原則使用できません)
- (11) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に参加店舗受領印を捺印すること。また、既に受領印があるものは、受け取らないこと

- (12) 事務局が配布するポスター及びステッカーを参加店舗の分かりやすい場所に掲示すること
- (13) 本募集要項及び参加店舗用運営マニュアル等に則して、商品券を適正に取扱うこと
- (14) 大阪市、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力すること

6 換金手続き

取引において商品券を受け取った特定事業者は、次の要領で換金を申し出ることができます。

- (1) 特定事業者（参加店舗）は、事務局が配布する専用のパック（又は専用のダンボール）に商品券を同封し、大阪市内の指定する金融機関の窓口へ営業時間内に持参する。
- (2) 換金額は【500円×商品券の枚数】です。（振込手数料は事務局が負担します）
- (3) 使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、参加店舗控え（半券）による照合が必要となります。したがって、入金確認を完了するまで大切に保管してください。控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができません。なお、控え片がある場合でも、振り込み完了後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください。
- (4) 換金請求期限（令和2年4月15日：予定）を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、期限内に換金手続きをしてください。
- (5) 換金請求日に応じて、9回の振込設定日に特定事業者（参加店舗）の指定口座へ支払われます。

| 商品券販売期間 | 換金請求期限（金融機関持込〆切日） | 入金予定日 | |
|----------------|-------------------|-------|-------------|
| 令和元年 10月1日～15日 | 令和元年 10月15日 | 第1回 | 令和元年 11月22日 |
| | 令和元年 10月24日 | 第2回 | 令和元年 11月29日 |
| 令和元年 11月1日～15日 | 令和元年 11月6日 | 第3回 | 令和元年 12月13日 |
| | 令和元年 11月19日 | 第4回 | 令和元年 12月26日 |
| 令和元年 12月5日～15日 | 令和元年 12月19日 | 第5回 | 令和2年 1月31日 |
| 令和2年 1月8日～13日 | 令和2年 1月9日 | 第6回 | 令和2年 2月14日 |
| 令和2年 2月5日～15日 | 令和2年 2月17日 | 第7回 | 令和2年 3月19日 |
| — | 令和2年 3月23日 | 第8回 | 令和2年 4月23日 |
| — | 令和2年 4月15日 | 第9回 | 令和2年 5月20日 |

※ただし、上記の日程は予定の為、変更となる可能性があります。

※最終日程及び換金方法の詳細は後日配布する「参加店舗用運営マニュアル」にて必ずご確認ください。

7 申込方法等

(1) 申込方法

申込みを希望される事業者は、募集要項の内容に同意のうえ、「特定事業者（参加店舗）登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法でお申込みください。

- ◆WEB申込 <https://premium-gift.jp/osaka/>
- ◆FAX 06-6260-4308
- ◆郵送 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2丁目1-25 JTBビル5階
(大阪市プレミアム付商品券事務局)

【複数の店舗を有する事業者の場合】

- ①大型店・量販店・チェーン店・系列店等大阪市内に複数の店舗を有する事業者は原則、各店舗単位ではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行ってください。
- ②原則、大阪市内全ての店舗で使用可としてください。
- ③すべての参加店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：〇〇〇ストア大阪店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名等を登録いただく必要があります。申込みの際は専用ホームページ（<https://premium-gift.jp/osaka/>）の登録フォームをご利用ください。

【商店街等の場合】

各商店街等の個別事情により、組合単位もしくは個店単位でのいずれの申込みを選択いただいてもかまいません。ただし、いずれの申込みであっても、申し込みいただく際は、店舗名称に加えて商店街名を記入してください。

(2) 募集期間

令和元年6月3日（月）から令和元年7月31日（水）23：59まで

（ただし、応募状況によって延長することもあります）

(3) 登録・承認・取消

登録申込みのあった事業者は、大阪市での審査を経て、特定事業者として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール又はFAXにて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取り消すことがあります。

- ①申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- ②募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③大阪市が承認を取り消すことが適当と判断した場合

8 その他

- (1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、大阪市がその対応を決定します。
- (2) 参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として専用ホームページにより広報します。
- (3) 商品券の肖像使用を含む広報告知物・掲出等は事前に大阪市の承認が必要です。専用ホームページにより画像等使用承認申請を行ってください。
- (4) 本事業は大阪市に対する国の補助事業であることから国や大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。
- (5) 使用者への不利益を与える行為や、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。